

岐阜大学工業倶楽部関西支部 細則

制 定：2009年4月19日

改定1：2012年6月17日

1. 総会

- ・原則として1回/年開催するものとする。ただし、役員会で決定すれば、臨時総会を開催することができる。
- ・総会に合わせてできる限り講演会、懇親会等を開催するものとする。

2. 役員会

- ・開催時期：事務局長の招集により、原則として3回/年 開催するものとする。ただし、役員会で決定すれば、臨時役員会を開催することができる
- ・役員会成立条件：過半数の役員の出席をもって成立するものとする。

3. 会報の発行

- ・原則として1回/年発行するものとする。
- ・会報は総会案内書に同封して会員に郵送するとともにホームページに掲載する。

4. 委員会等

- ・会務を円滑に推進するため、下記の委員会を役員会の下部組織として設置する。

名 称	主 たる 任 務	委員長	副委員長及び委員
総務委員会	(1)総会の開催及び取りまとめ ・役員改選 ・事業報告及び事業計画書(予算を含む)の作成 ・その他会則の改廃の取りまとめ など総会報告事項の取りまとめ (2)役員会の開催及び取りまとめ (3)入会勧誘の企画	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する。
名簿管理委員会	・会員情報の収集と管理 ・入会勧誘の支援	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する。
行事委員会	・講演会、見学会、懇親会やその他の行事の企画案内及び開催(ただし、総会を除く)	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する。
会報編集委員会	・会報の編集、発行 ・ホームページの管理業務、ホームページ管理者	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する。

- ・各委員会の開催時期は委員長が決定する。
- ・各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ・会員との連絡業務(郵送、メール、電話等)を円滑に行うため、別途役員で分担する連絡担当幹事を置く。

5. 会費

- ・規約第10条に定める会費は下記とする。

区 分	入会金(円)	年会費(円)	臨時会費	
正 会 員	—	2,000	行事毎に役員会で決定	
準 会 員	—	—	同上	
特別会員	—	—	同上	
賛助会員	個人	3,000	3,000	同上
	法人	3,000	30,000	同上
名誉会員	—	—	同上	

- ・いったん納入された会費、入会金は理由の如何を問わず返却しない。

- ・会員に対し本会の発行する会報を無償で提供する。
- ・会費の納入は原則として郵便振込みで行うものとする。

6. 入退会手続き

- ・入会申込書及び退会届の様式を本細則の付属書として定める。
- ・入会申込書及び退会届はホームページに掲載し、郵送、FAX又はEメールにて支部長に提出するものとする。

付則

本細則は2012年6月17日規約改定の発行をもって施行する。